

お知らせ

値引きの対象とはならないとして「広島県が別途指定する者」について

「広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務処理マニュアル」2.(3)※2
「値引きの対象とはならない」の③に規定されている「広島県が別途指定する者」
については、該当する販売店に個別に通知しております。

従って、通知のない販売店については、本項目の該当はありません。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務局